

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	北部排水門の管理に要する費用負担契約（令和7年度）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 長崎河川国道事務所長 大場 慎治 長崎市宿町316-1
契約締結日	令和7年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	長崎県知事 大石 賢吾
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥28,700,000-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥0-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 件 名 : 北部排水門の管理に要する費用負担契約(令和7年度)
2. 随意契約の相手方 : 名称 長崎県知事 大石 賢吾
住所 長崎市尾上町3-1
3. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

4. 随意契約の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該契約の目的・内容

本契約は、河川管理施設(国土交通省九州地方整備局)と土地改良施設(農林水産省九州農政局)との兼用工作物である北部排水門を適正に維持管理及び操作するために必要な費用について、河川管理者である国が兼用工作物の管理受託者である長崎県に対して負担金を支払うものである。

2) 随意契約に付する理由

河川管理施設と土地改良施設との兼用工作物である北部排水門の管理に関しては、九州地方整備局長と九州農政局長とで兼用工作物管理協定書を締結し、同協定書第4条により兼用工作物の管理は九州農政局が行うこととされているが、土地改良法第94条の6第1項により、九州農政局長は長崎県知事と「管理委託協定書」を締結し、実際の管理は長崎県が行うことになっている。

また、九州地方整備局長は、兼用工作物管理協定書第9条により、管理受託者である長崎県と兼用工作物の管理に要する費用の支払いについて覚書を締結しており、覚書に基づく今回の費用負担契約の相手方は、管理受託者である長崎県において他にない。

よって、今回随意契約として管理受託者である長崎県と契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

長崎河川国道事務所 河川管理課長